

最低制限価格等の改正について

下記に示すとおり、工事、委託業務における最低制限価格等の改正を行いますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いいたします。

(1)適用時期

○令和元年9月9日以降公告もしくは入札執行通知を行う競争入札より適用。

(2)改正の内容(土木工事)

○最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格、低入札調査基準価格の算出方法を以下のとおり改正します。(ランダム化は継続します。)

現行	改正
設計金額(税抜き)の90%	土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事、土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事 ①直接工事費 ×0.97 ②共通仮設費 ×0.90 ③現場管理費 ×0.90 ④一般管理費等 ×0.55 上記の合計とする。(※1) 【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)

(※1)合計額、90%の額及び92%の額の1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

(3)改正の内容(建築工事)

○最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格、低入札調査基準価格の算出を以下のとおり改正します。(ランダム化は継続します。)

現行	改正
設計金額(税抜き)の90%	<p>建築工事(建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む) (※2)</p> <p>①(直接工事費×9/10)×97% ②共通仮設費×90% ③{現場管理費+(直接工事費×1/10)}×90% ④一般管理費等×55% 上記の合計とする。(※1)</p> <p>【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)</p>
	<p>建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事 (※3)</p> <p>①(直接工事費×8/10)×97% ②共通仮設費×90% ③{現場管理費+(直接工事費×2/10)}×90% ④一般管理費等×55% 上記の合計とする。(※1)</p> <p>【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)</p>

(※1)合計額、90%の額及び92%の額の1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

(※2、※3)直接工事費には、離島調整費を含むものとする。

(※2)直接工事費は10分の1の額(1円未満を切捨て)を減じた額、及び現場管理費はその直接工事費から減じた額を現場管理費に加算した額から算出するものとする。

(※3)直接工事費は10分の2の額(1円未満を切捨て)を減じた額、及び現場管理費はその直接工事費から減じた額を現場管理費に加算した額から算出するものとする。

(参考:※2、※3の取り扱いは、直接工事費(営繕基準)では、直接工事費のうち、その直接工事費の10分の1(または2)の額を現場管理費相当額としてみなすことによるもの)

(4)改正の内容(委託業務)

最低制限価格の算定方法について、算定の率等を以下のとおり改正します。あわせて、設定範囲による補正を行った後、ランダム係数を乗じるよう改正します。

○算定の率等の改正

測量

○現行 【設定範囲】設計額の 60%～80% 【計算式】・直接測量費 ×1.00 ・測量調査費 ×1.00 ・諸経費 ×0.48	○改正 【設定範囲】設計額の 60%～ 82% 【計算式】・直接測量費 ×1.00 ・測量調査費 ×1.00 ・諸経費 ×0.48
--	--

地質

○現行 【設定範囲】設計額の 2/3～85% 【計算式】・直接調査費 ×1.00 ・間接調査費 ×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.80 ・諸経費 ×0.45	○改正 【設定範囲】設計額の 2/3～85% 【計算式】・直接調査費 ×1.00 ・間接調査費 ×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.80 ・諸経費 × 0.48
---	---

土木関係コンサルタント

○現行 【設定範囲】設計額の 60%～80% 【計算式】・直接人件費 ×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価 ×0.90 ・一般管理費 ×0.48	○改正 ※変更なし
---	------------------

建築関係コンサルタント

○現行 【設定範囲】設計額の 60%～80% 【計算式】・直接人件費 ×1.00 ・特別経費 ×1.00 ・技術料等経費 ×0.60 ・諸経費 ×0.60	○改正 ※変更なし
--	------------------

補償関係コンサルタント

○現行 【設定範囲】設計額の 60%～80% 【計算式】・直接人件費 ×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価 ×0.90 ・一般管理費 ×0.45	○改正 ※変更なし
---	------------------

建設関連維持管理業務

<p>○現行</p> <p>【設定範囲】 -</p> <p>【計算式】 ・設計金額(税抜き) × 0.90</p>	<p>○改正</p> <p>【設定範囲】設計額の 90%～92%</p> <p>【計算式】 ・直接工事費 × 0.97</p> <p style="padding-left: 20px;">・共通仮設費 × 0.90</p> <p style="padding-left: 20px;">・現場管理費 × 0.90</p> <p style="padding-left: 20px;">・一般管理費等 × 0.55</p>
---	---

○算定方法の改正(ランダム係数の計算方法の改正)

下記のとおりランダム係数に関する計算方法を改正します。

【測量の場合の作成例】

現行	改正
<p>(測量業務)</p> <p>設定範囲による補正</p> <p>【1】計算式による算定額の合計額にランダム係数を乗じた額が設定範囲内となる場合 ※合計額にランダム係数を乗じた額を最低制限価格とする ・(合計額) × (ランダム係数)</p> <p>【2】計算式による算定額の合計額にランダム係数を乗じた額が設定範囲を超える場合 ※設定範囲の上限値を最低制限価格とする ・(設計額) × 80%</p> <p>【3】計算式による算定額の合計額にランダム係数を乗じた額が設定範囲を下回る場合 ※設定範囲の下限値を最低制限価格とする ・(設計額) × 60%</p>	<p>(測量業務)</p> <p>設定範囲による補正</p> <p>【1】計算式による算定額の合計額が設定範囲内となる場合 ※合計額にランダム係数を乗じた額を最低制限価格とする ・(合計額) × (ランダム係数)</p> <p>【2】計算式による算定額の合計額が設定範囲を超える場合 ※設定範囲の上限値にランダム係数を乗じた額を最低制限価格とする ・(設計額) × 82% × (ランダム係数)</p> <p>【3】計算式による算定額の合計額が設定範囲を下回る場合 ※設定範囲の下限値にランダム係数を乗じた額を最低制限価格とする ・(設計額) × 60% × (ランダム係数)</p> <p>※上記改正により、設定範囲を上回る最低制限価格となる場合が発生します。</p>

※他業務については、各業務区分の算定率の数値を使用するものとする。

(5)その他

○詳しい情報は、長崎県ホームページに掲載しておりますので、必ず確認をお願いいたします。

ホーム > 分類で探す > まちづくり > 土地・建設業 > 公共事業
入札・契約制度関係規則等 > 要綱・要領

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/nyuusatsuyoukou/>